

【事例から学ぶ会計】シリーズ 第3回

「費用の正しい経理処理」



T・MACKS 税理士法人
代表社員 菅原 初義

はじめに

税務調査において指摘を受ける内容として、前々号での「収益(売上)の計上漏れ」、前号の「棚卸資産の計上漏れ」は、どちらも「本来計上するべきであったものを計上していなかった」という点で共通しています。

これに対し経費については、会計上、費用として計上しても、「税務上の損金には算入できない」という指摘(否認)を受けることがあります。その指摘(否認)が最終的に確定した場合には、当該否認された金額を所得に加算して法人税額等を再計算することになります。

今回は、法人税法上、損金には算入できない事例をご紹介します。どの部分が指摘を受けやすいのかについて説明します。

1. 人件費(役員報酬)

事例① 着眼点:役員報酬の損金算入要件に注意

▶役員に対し、取引先との飲食費にあてる費用として、お盆と暮れの年2回、50万円ずつ渡し交際費に計上しているが、精算をしていなかった。

解説 業務のために使用する目的で支給した場合であっても、実際に使ったかどうかも含め、その内容が明らかでないもの(いわゆる渡切交際費)については、その支給を受けた者の給与等に該当する場合があります。

また、役員に対する給与等のうち、①定期同額給与、②事前確定届出給与、③業績連動給与、のいずれにも該当しない給与等は、損金に算入することができません。

事例の渡切交際費については、前述の①、②、③のいずれに

も該当しないため、交際費として渡した役員に対する給与となり、「50万円×年2回=100万円」は損金に算入できません。

■ 税額への影響

100万円の課税所得金額が増えた場合、約30万円の法人税等(法人税、地方税)が追徴課税されることになります。

※役員賞与は「ダブルパンチ」となるので注意!

役員賞与は損金に算入することができず、さらに、役員個人に対する給与となるため、所得税の課税対象にもなります。

つまり、法人として法人税等が課されるうえに、個人としても所得税が課せられることになるため、ダブルで税金が発生することになりますので、注意が必要です。

2. 修繕費

事例② 着眼点:資産として計上するものが無いかどうか

▶事務所の改装工事(総額100万円)を行った。新たな電源コンセントを配置(40万円)し、パーテーションを設置(60万円)したが、今まで使用していた事務所の手直しであると考え、全額を修繕費に計上した。

解説 修繕費は、通常の維持管理費用や、毀損した部分の原状回復費用が該当します。

今般の改装工事は、維持管理や原状回復のための費用ではなく、今までなかったものを追加しているため、新たな資産の取得に該当します。

このため、これらを固定資産と

し、減価償却費の償却限度額を超えた部分が「損金の過大計上である」として、否認されることとなります。

■ 税額への影響

これらの償却限度額が10万円であった場合、「100万円-10万円=90万円」が損金に算入できません。その結果、課税所得金額が90万円増えた場合には、約27万円の法人税等が追徴課税されることになります。

3. 消耗品費

事例③ 着眼点:一体として判定しているか

▶電話主装置一式(総額270万円)を入れ替えた。請求明細より、電話主装置が120万円、電話機端末が6万円×15台=90万円、搬入・設定費用が60万円であった。

電話機端末は1台が10万円未満であるため消耗品費に、搬入・設定費用は修繕費に計上した。電話主装置は固定資産として計上し、減価償却費50万円を計上している。

解説 固定資産か消耗品かの判定の元となる取得価額は、通常の取引において1単位として取引される単位ごとの取得価額で判定することになります。つまり、「1セットでいくらか」が判定基準となります。

電話主装置一式については、一般的には、電話主装置、電話機端末が一体となって機能し、1単位として取引されるものと判定されますので、これらを分けて取得価額の判定を行うことはできません。

また、搬入・設定費用についても、当該電話主装置を事業の用に供するために直接要した費用と

なりますので、取得価額に加えることが必要です。

■ 税額への影響

「電話主装置一式」としての償却限度額が100万円であった場合、損金に計上した金額のうち、この償却限度額までは損金算入が認められます。このため、損金に算入できない金額は以下の通りとなります。

① 損金に計上した金額	
電話機端末取得費	90万円
搬入・設定費	60万円
減価償却費計上額	50万円
損金計上額合計	200万円
② 損金に算入できる金額	
償却限度額	100万円
③ 損金不算入額	
①-②=100万円	

100万円が損金に算入できないことにより、課税所得金額が100万円増えた場合には、約30万円の法人税等が追徴課税されることになります。

4. 生命保険料

事例④ 着眼点:養老保険に注意

▶将来の退職金に充てるため、役員を被保険者、死亡保険金・満期保険金の受取人を法人とした養老保険(年払い:240万円)を会社負担で加入し、保険料に計上した。

解説 養老保険は、被保険者が死亡した際に保険金が支払われ、また満期までに生存していた場合には満期保険金が受け取れる保険です。このため、「支払った保険料を満期まで積み立てている」と考えられることから、死亡保険金及び満期保険金の受取人が法人の場合には、保険事故や保険の解約などその保険契約が終了するまでは損金にならず、保険積立金として資産に計上する必要があります。

■ 税額への影響

保険料として計上した240万円の全額が否認されることとなり、この分課税所得金額が増えた場合には、70万円強の法人税等が追徴課税されることになります。

※養老保険は「誰が保険金を受け取るか」に注意!

養老保険は、契約による保険金として、死亡保険金と満期保険金の2種類の保険金があります。いずれの保険金も受取人が法人である場合には、上記の通り保険料の全額が保険

積立金となります。

しかしながら、どちらか一方でも保険金の受取人が被保険者個人(又はその遺族)である場合は、支払った保険料(契約内容により、保険料の全額又は1/2のいずれかとなります。)は、その被保険者個人の給与とみなされ、所得税の課税対象となります。

この場合、個人としては給与とみなされた分に対する所得税が増額し、法人としてもその源泉所得税が徴収漏れとなってしまい、延滞税等の対象にもなりますので、契約内容には注意が必要です。

5. ホームページの制作費用

事例⑤ 着眼点:支出の効果が1年以上に及ぶもの

▶自社のホームページについて、取り扱い商品が検索でき、オンラインショッピングができるようにするため、制作を業者に依頼し、その制作費用300万円を支払った。この費用について、ホームページは広告媒体の一つであることから、広告宣伝費として計上した。

解説 一般的に、ホームページは頻繁に更新されるものであるため、支出の効果が及ぶ期間が1年未満であると考えられることから、ホームページの作成費用は、完成し、事業の用に供した事業年度の損金となります。

ただし、検索機能やオンラインショッピング機能など、プログラムが組み込まれているホームページについては、そのプログラムの部分が「ソフトウェア」に該当するため、その部分の作成費用は「ソフトウェア」として無形固定資産となります。

つまり、制作にかかった費用を、プログラムであるソフトウェアの部分と、単なる図柄表示等であるその他の部分(広告宣伝の部分)に分けることが必要です。

なお、これらに分けることができない場合には、すべてを一体とみなし、作成費用の全額が「ソフトウェア」として無形固定資産となり、減価償却を行うこととなります。

■ 税額への影響

ソフトウェアの償却限度額が30万円であった場合、この30万円までは減価償却費として損金算入が認められますが、「300万円-30万円=270万円」は

損金に算入できません。

この270万円全額が課税所得金額として増加した場合には、約80万円の法人税等が追徴課税されることになります。

6. 貸倒損失

事例⑥ 着眼点:回収不能の事実

▶裁判所から取引先が破産の申し立てを行った旨の通知が届いた。当該取引先が有する負債総額が資産総額の倍以上になっていることから、回収は不能であると判断し、売掛金500万円を全額貸倒損失として計上した。

解説 法人税法上、貸倒損失が損金として認められるのは、その債権の金額が回収不能であるという事実が発生した時点となります。今回の事例のように、破産の申し立てを行った段階ではまだ破産はしておらず、その全額が回収不能であることが確定していないため、貸倒損失を損金に算入することができません。

当該取引先について、破産廃止の決定(破産の手續費用を賄うだけの財産も無い場合)や、破産終結の決定があった場合に、その決定がなされた事業年度の貸倒損失として初めて損金に算入することになります。

なお、破産の申し立てが行われた段階においては、その債権を一般評価債権とは分けて個別評価債権とし、その債権の額の50%を貸倒引当金として損金に算入することができます。

■ 税額への影響

500万円のうち、50%相当額である250万円は貸倒引当金を計上したものとしてみなされるため、残額の250万円が損金に算入できません。

これにより課税所得金額が250万円増加した場合には、約75万円の法人税等が追徴課税されます。

以上のように、支払ったから費用に計上したからといって、そのすべてが損金となるものばかりではありません。費用として計上したものが損金への算入を否認された場合、金額によっては法人税等に与える影響は大きく、さらにその否認された内容によっては、法人税等だけでなく、加算税・延滞税等のほか、所得税にも影響が出る場合もあり、思わぬ負担を強いられる結果になりかねません。「損金には算入できない」という指摘を受けずに、充分留意して正しい経理処理を行うことが必要です。